

## 入札・契約制度の改正について

本市の入札・契約制度については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨、本市入札適正化委員会からの意見を踏まえ、入札・契約事務の透明性、競争性の促進及び不正行為の排除の徹底を図るなど、必要な見直しを行ってきました。

引続き、「公正な競争の促進」「不正行為の排除の徹底」及び「品質の確保」に努め、入札・契約制度の適正化を図るとともに、地元建設業の振興と地域経済の活性化に配慮し、次のとおり平成23年4月1日から改正するものです。

### 1 公共工事標準請負契約約款の改正に伴う対応

中央建設業審議会における、平成22年7月26日の公共工事標準請負契約約款の改正に伴い契約書を改正する。

- (1) 「甲」「乙」の略称表記を廃止し、「発注者」「受注者」と表記する。
- (2) 受注者の請求による工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨を明確化する。
- (3) 一定の要件のもとに、現場代理人の工事現場における常駐義務を緩和できる規定を設ける。
- (4) 公共工事から暴力団等を排除するため、発注者が契約を解除できる場合として、受注者の役員等が暴力団員である場合等を追加する。

## 2 低入札価格調査制度の適用範囲の見直し

低入札調査基準価格の算定方法は、中央公共工事契約制度運用協議会モデルに準拠しているが、本制度の適用範囲を見直す。

改 正	現 行
予定価格が <u>3千万円以上</u> の建設工事 <u>総合評価落札方式による建設工事</u> (解体工事を除く)	予定価格が 1千万円以上の建設工事 (解体工事を除く)
① <input type="checkbox"/> 直接工事費の 95%	① 直接工事費の 95%
② 共通仮設費の 90%	② 共通仮設費の 90%
③ 現場管理費の 70%	③ 現場管理費の 70%
④ 一般管理費の 30%	④ <input type="checkbox"/> 一般管理費の 30%
① + ② + ③ + ④ = 価格	① + ② + ③ + ④ = 価格
工事価格の 9/10 を超える場合は 9/10 を乗じて得た額、7/10 に満た ない場合は 7/10 を乗じて得た額	工事価格の 9/10 を超える場合は 9/10 を乗じて得た額、7/10 に満た ない場合は 7/10 を乗じて得た額
建築工事及び設備工事の「直接工事 費」においては、「直接工事費」に 9.5/10 を乗じて得た額を用いる。	建築工事及び設備工事の「直接工事 費」においては、「直接工事費」に 9.5/10 を乗じて得た額を用いる。

## 3 地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領の改正

中小建設業者への資金供給の円滑化を目的として、本市との工事請負契約により生じる権利義務の債権譲渡について、地域建設業経営強化融資制度を利用する場合の譲渡承諾手続きに係る取扱いを定めた本要領の適用期間を、地域建設業経営強化融資制度の適用期間の延長に対応させる。

改 正	現 行
平成 21 年 3 月 27 日～ 平成 <u>24</u> 年 3 月末日	平成 21 年 3 月 27 日～ 平成 23 年 3 月末日

#### 4 電子入札の拡大

平成21年6月から導入したが、参加対象業者及び市職員とも円滑に執行している。今後は、新たに対象となる業者の準備状況等を確認しながら、可能な限り前倒しにより推進する。

平成23年度中に、130万円以上の指名競争入札（市内・準市内業者対象）を電子入札により執行する。

工種	H21	H22	H23	H24
土木	A・B級一般 1千万円以上	一般 500万円以上	一般 500万円以上  指名 130万円以上	一般 500万円以上  指名 130万円以上
建築	A級、一般 250万円以上			
電気	A級、一般			
管	150万円以上			
造園	一般			
舗装	1千万円以上			
その他				
委託				

※平成23年度新たに対象となる指名競争入札は架空案件テストを実施した後に対象範囲を拡大します。

※平成23年度の実施結果の検証により、変更する場合があります。

※平成23年度は市内業者と準市内業者を対象とします。

※市外業者の方を対象とする導入時期及び電子入札システムの利用者登録については、実施に併せて検討します。

5 格付け及び発注基準金額について

業種	等級	総合点数	発注基準金額
土木	A	<u>850</u> 点以上	1,000万円以上
	B	680点以上 <u>850</u> 点未満	400万円以上 2,000万円未満
	C	680点未満	700万円未満
建築	A	790点以上	1,500万円以上
	B	<u>650</u> 点以上 790点未満	800万円以上 2,500万円未満
	C	<u>650</u> 点未満	1,000万円未満
電気	A	780点以上	500万円以上
	B	780点未満	1,500万円未満
管	A	740点以上	500万円以上
	B	740点未満	1,500万円未満

総合点数＝総合評定値（P）＋工事成績評点＋ISO取得＋障害者雇用

6 建築一式工事の取扱いについて（平成22年度と同様）

建築一式工事については、各等級の登録業者数が少ないので、競争性を確保するため、参加資格を次のとおりとする。

金額（万円）	参加資格	発注基準
2,500～	A	A
1,500～2,500	A+B	A+B
1,000～1,500	<u>A+B</u>	B
800～1,000	B+C	B+C
500～800	<u>B+C</u>	C
～500	C	C